

## 特定地域づくり事業協同組合制度に係るQ&A

### 【地域人口の急減に直面している地域】

問1－1 地域人口の急減に直面している地域とは具体的にはどのような地域か。

- 法の対象となる地域は、法第1条において、「地域人口の急減に直面している地域」とされています。
- ここでいう「地域人口の急減」とは、法第2条第1項において、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」とされています。具体的には、次のいずれかの要件を満たす地域が考えられます。
  - ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域
  - ② 同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域
- ②について、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域としては、
  - ・ 財政力指数等は過疎法の財政力要件に該当しないが、人口減少率等は人口要件に該当する地域
  - ・ 平成の合併前の旧市町村の地域であって当該地域の人口減少率等が過疎法の人口要件に該当する地域
  - ・ 複数の市町村又は旧市町村地域によって構成される地域であって当該地域の人口減少率等が過疎法の人口要件に該当すると認められる地域等が考えられます。
- 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合としての認定を受けようとする事業協同組合の地区が、上記の「地域人口の急減に直面している地域」に属することを確認した上で、地域の実情を踏まえて、法第3条第3項第1号イに規定する「自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区」であるか否か、法第3条第3項第1号ロに規定する「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」であるか否かを判断した上で認定を行うこととなります。

### 【地域づくり人材】

問2－1 地域づくり人材は、必ずしも移住者に限られず、地区内に居住している者や地区外から通勤する者を雇用することもできるのか。また、高齢者、外国人を雇用することもできるのか。

- 法第2条第2項において、「地域づくり人材」とは、「地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」とされています。
- ここでいう「就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」には、地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材は幅広く含まれます。
- したがって、地区内に居住している者、地区外から通勤する者、高齢者、外国人のいずれも組合の派遣職員になり得ます。ただし、外国人については、在留資格の制限があることに留意する必要があります。例えば、在留資格のうち「技能実習」に該当する者は派遣労働者として派遣先業務に従事することは認められていません。また、「特定技能」に該当する者については、原則として直接雇用とされていますが、農業分野及び漁業分野については例外的に派遣労働者として派遣先業務に従事することが認められています。
- また、国会の決議及び附帯決議において、「特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずること。」とされていることにも留意が必要です。

### 【事業協同組合】

問3－1 既存の事業協同組合も特定地域づくり事業協同組合としての認定を受けることができるか。

- 既存の事業協同組合であっても特定地域づくり事業協同組合としての認定の申請を行うことはできます。ただし、法の支援の対象は、特定地域づくり事業に限られます。例えば、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は特定地域づくり事業に係るものに限られており、特定地域づくり事業について区分経理を適切に行う必要があります。

問3—2 特定地域づくり事業協同組合の組合員は1者でも良いか。

- 事業協同組合を設立する際は、発起人が4人以上必要とされています。したがって、組合員は4者以上とする必要があります。
- なお、発起人の資格は、組合員になろうとする者でなければならぬとされています。ここでいう「組合員になろうとする者」とは、組合員資格を有し、かつ、設立と同時に組合員になる意思を有する人格体とされています。したがって、組合員となり得ない者や組合員になる意思のない者は、発起人となることはできません。

問3—3 個人経営の農家等は組合員になれるか。法人格を持たない任意団体は組合員になれるか。地区内に本社はないが工場がある場合、当該法人は組合員になれるか。市町村が出資している事業者（第3セクター等）は組合員となることができるか。市町村は組合員になれるか。

- 事業協同組合の組合員の資格を有する者は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者で、定款で定めるものとされています。
- 事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいいます。したがって、個人経営の農家等は組合員になり得ます。一方、ここでいう「者」とは人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等は組合員にはなり得ません。
- 組合員は地区内で事業を行う者であることから、組合の地区内に事業を行うための拠点を有していることが必要となります。組合の地区内に支店等を有する事業者は、組合の地区内に事業を行うための拠点を有していると考えられるため、本社・本店が地区外に存在する場合でも組合員となり得ます。
- 市町村が出資している事業者（第3セクター等）であっても、中小企業等協同組合法で規定される組合員たる資格を有する事業者であれば、特定地域づくり事業協同組合の組合員になり得ます。一方、市町村は、中小企業等協同組合法上、組合員の資格を有する者とはされていないため、組合員にはなり得ません。

問3－4 市町村が特定地域づくり事業協同組合に出資することができるか。

- 市町村は、中小企業等協同組合法上、組合員の資格を有する者とはされていないため、特定地域づくり事業協同組合に出資することはできません。したがって、特定地域づくり事業協同組合に対して財政支援を行う場合は、補助金又は寄附等の方法で行う必要があります。

【特定地域づくり事業】

問4－1 特定地域づくり事業協同組合の職員がその組合員である農協等に派遣された場合において、農協等が当該職員をさらにその組合員である事業者に派遣することは可能か。

- 一般論としては、特定地域づくり事業協同組合の職員を農協等の事業者団体に派遣した場合において、その派遣された職員をさらに当該事業者団体の組合員の事業に派遣してその指揮命令下で業務に従事させる行為は、いわゆる二重派遣として職業安定法第44条の規定により禁止されます。
- 農協等に派遣された特定地域づくり事業協同組合の職員が、農協等が自らの事業としてその組合員のために行う事業（例えば営農指導など）に、農協等の指揮命令の下で従事することについては、二重派遣には当たらないため可能です。

問4－2 特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業について、その一部を第三者に委託して実施することができるか。

- 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業そのものを第三者に委託して実施することはできませんが、教育訓練・キャリアコンサルティング等の業務の一部を第三者に委託して実施することはできます。
- ただし、業務の一部を委託する場合であっても、特定地域づくり協同組合は委託先において適切に業務が実施されるよう管理する必要があります。

問4－3 労働者派遣法では、日雇労働者（日々又は30日以内の有期雇用労働者）の労働者派遣が禁止されているが、特定地域づくり事業協同組合の職員の1回当たりの派遣期間は30日超とする必要があるのか。

- 労働者派遣法第35条の4において、日雇労働者（日々又は30日以内の有期雇用労働者）の労働者派遣が禁止されていますが、特定地域づくり事業協同組合の職員は、無期雇用労働者となることから、当該規定は適用されません。ただし、当該職員のキャリア形成の観点から、特定の事業に従事する期間の確保等に配慮する必要があります。

問4－4 特定地域づくり事業協同組合の職員を市町村に派遣することはできないのか。

- 市町村は、中小企業等協同組合法上、組合員の資格を有する者とはされていないため、組合員にはなり得ません。このため、特定地域づくり事業協同組合は、原則として、職員を市町村に派遣することはできません。
- 一方、組合員の利用度は、年間を通じてみると必ずしも一定しているとは限らないことから、このような場合に組合員以外の者（員外者）に利用させた方が組合の共同事業の合理的運営に資する場合もあります。そのため、中小企業等協同組合法上、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の総利用分量100分の20以内に限り、員外者の利用が認められています。したがって、組合員の利用分量の総額の100分の20の範囲内で、職員を市町村に派遣することができます。

問4－5 特定地域づくり事業協同組合の派遣職員が他の事業者と兼業することは可能か。

- 特定地域づくり事業協同組合の派遣職員が余暇等において他の事業者と兼業することは可能ですが、法の趣旨に照らして、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員は主として特定地域づくり事業協同組合の業務に従事する必要があります。例えば、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員としての労働者派遣の期間が一定の限られた期間しかないにもかかわらず無期雇用労働者として雇用する、他の事業者に主として従事しているにもかかわらず無期雇用労働者として雇用するなどの労働契約については、法の趣旨に照らして適当とは言えません。また、特定地域づくり事業推進交付金については、このような派遣職員の人件費は対象

となりません。

問4－6 労働者を派遣できる地区に制限はあるか。運送業やコミュニティバスの運転業務等において、事業所は特定地域づくり事業協同組合の地区内にあるが、配送先・送迎先は地区外になる場合は派遣できないのか。

- 特定地域づくり事業協同組合の行う労働者派遣事業については、特定地域づくり事業協同組合の地区の属する市町村の区域外の事業所に派遣してはならないこととされています（法第19条）。したがって、特定地域づくり事業協同組合の職員の派遣先の事業所は、特定地域づくり事業協同組合の地区の属する市町村の区域内の事業所に限られます。
- また、同じ市町村の区域内であっても人口急減地域とは言えない地域がある場合、都道府県知事は認定に当たって派遣先の地域の限定の条件を付すことがあります。この場合、特定地域づくり事業協同組合の職員の派遣先の事業所は、条件を付された地域内の事業所に限られます。
- ただし、ここでいう事業所は労働者派遣法上の「派遣先の事業所その派遣就業の場所」に当たるものであり、職員が実際に勤務する場所と必ずしも一致するものではありません。例えば、運送業やコミュニティバスの運転業務に職員が従事する場合、運行ルートの一部が市町村外となってしまうこともありますが、派遣先の事業所が特定地域づくり事業協同組合の地区の属する市町村の区域内にある場合は配達業務や運転業務を行うことができます。

#### 【認定基準】

問5－1 特定地域づくり事業協同組合の地区について、複数市町村単位や平成の合併前の旧市町村単位とすることは可能か。

- 特定地域づくり事業協同組合の地区の範囲は、市町村単位、平成の合併前の旧市町村単位、複数の市町村又は旧市町村の地域を合わせた単位など、都道府県の区域を越えない範囲で柔軟に設定することができます。
- ただし、地域人口の急減に直面している地域であること、自然的経済的社会的条件からみて一体であること、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であることといった基準を満たす必要があります。

問5－2 地区が重複する複数の特定地域づくり事業協同組合を設立することは可能か。

- 地区が重複する複数の特定地域づくり事業協同組合を設立することも法令上は可能です。ただし、この場合、特定地域づくり事業協同組合の認定の際に、同じ地区に複数の特定地域づくり事業協同組合を設立することの必要性、合理性等を十分確認することとなります。

問5－3 過疎法に基づく過疎地域と同法に基づく過疎地域には該当しない市町村を合わせた単位で特定地域づくり事業協同組合を設立することは可能か。可能である場合、当該組合の地区の人口減少率等は地区全体の人口減少率等をもって判断すれば良いか。

- 過疎法に基づく過疎地域と同法に基づく過疎地域には該当しない市町村を合わせた単位で特定地域づくり事業協同組合を設立することも法令上は可能です。また、この場合、当該組合の地区の人口減少率等は地区全体の人口減少率等をもって判断することとなります。
- ただし、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、地域人口の急減に直面している地域であるだけではなく、自然的経済的社会的条件からみて一体であること、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であることといった基準を満たす必要があります。例えば、過疎法に基づく過疎市町村と同法に基づく過疎市町村には該当しない市町村を合わせた単位で特定地域づくり事業協同組合を設立したものの、派遣先は専ら過疎市町村には該当しない市町村に属する事業者である場合、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区には該当しないおそれがあります。

問5－4 特定地域づくり事業協同組合の認定の際に参酌することとされている労働者派遣法の許可基準のうち財産的基礎に係る基準について、どのように考えれば良いか。

- 労働者派遣法の許可基準において、労働者派遣事業を行おうとする者は、「資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること」等の基準を満たすことが必要と

されています。また、小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置においては、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎（当分の間の措置）について、「基準資産額が1,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること」等の基準を満たすことが必要とされています。

- この財産的基礎の基準額については、万が一労働者派遣事業の運営が困難になった場合であっても、一定期間派遣労働者に対する賃金支払いが担保されるようになりますとの考え方方が背景にあります。
- 特定地域づくり事業協同組合の財産的基礎については、上記の労働者派遣法の許可基準の考え方、当該事業協同組合の派遣労働者数、給与水準、特定地域づくり事業協同組合の派遣労働者人件費に対しての補助金等の見込み等を踏まえ、都道府県知事が判断することとなります。

**【参考】 平成29年度の派遣労働者の賃金（8時間換算）（平均）13,831円  
(平成29年度労働者派遣事業報告の集計結果)**

**【財政支援】**

問6－1 特定地域づくり事業協同組合の地区内の人材を雇用した場合、特定地域づくり事業推進交付金の対象となるのか。

- 特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している者についても、地域から的人口流出を抑制し、地域づくり人材を確保する観点から、特定地域づくり事業推進交付金の対象とされています。ただし、国会の決議及び附帯決議において、「特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずること。」とされていることに留意が必要です。

問6－2 特定地域づくり事業協同組合の派遣職員の人事費について、派遣先の確保ができず休業させた場合の人事費も特定地域づくり事業推進交付金の対象となるのか。

- 特定地域づくり事業協同組合の派遣職員の人事費について、派遣先の確保ができず休業させた場合の人事費も特定地域づくり事業推進交付金の対象となります。ただし、特定地域づくり事業推進交付金においては、労働需要に応じた職員の確保が促されるよう、当該派遣職員の稼働率（派遣先での年間労働時間／（年間総労働時間＋年間総休業時間））が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされています。特定地域づくり事業協同組合は、派遣職員の派遣先の確保に努める必要があります。